平成２３年（フ）第１６７５号
大阪府八尾市楠根町２丁目30番地の17
債務者　吉川　達治
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７０３号
大阪市住之江区安立２丁目８番10号
債務者　長溝　芳子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４３号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目８番19号
債務者　萩原　義次
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４４号
大阪市生野区巽南１丁目18番１号　サニーホームズ501
債務者　福元　サヱ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８号
長崎県雲仙市小浜町北野1986番地２、前住所埼玉県川越市大字的場2177番地15
債務者　清水　大介（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
長崎県雲仙市国見町土黒甲429番地
債務者　徳永　三成
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
奈良市四条大路３丁目３番５－Ｃ201号
債務者　杉田　　唯（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
和歌山県岩出市新田広芝133番地の５
債務者　小嶋　清美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６号
愛知県豊田市大林町12丁目７番地２　近藤昌義方
債務者　金子　　光
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
東京都あきる野市雨間222番地１スカイパーク大塚101号
債務者　倉原　正成
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７２号
横浜市神奈川区神大寺１丁目４番10号　しみず荘
債務者　井上嗣雄こと　朴　　次男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１０号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目20番地１　くぬぎの森Ⅱ201
債務者　山口　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１９号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟507号
債務者　池田　弘美（旧姓開発）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
岡山県津山市高野本郷2711番地
債務者　塚本　朝子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２１１号
東京都八王子市別所２丁目45番地５－402
債務者　神田　修一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
愛知県豊川市伊奈町新屋71番地１
債務者　鈴木　一三
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部